令和８年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明

１　７月１５日から１９日にかけて、令和８年司法試験が実施された。種々の困難に耐えて司法試験に臨んだ受験生の皆様には敬意を表する。

２　令和８年の司法試験受験者数は３８７１名であり、前年比で３４名増、前々年比で９２名増となった。法科大学院志願者・入学者についてみると、令和８年志願者数（延べ人数）は１万６７８９名、同年度入学者数は２０４９名となった。

ピーク時には、法科大学院志願者数が７万２８００名（平成１６年度。延べ人数）、法科大学院入学者数が５７８４名（平成１８年度）、司法試験出願者数が１万１８９２名（平成２３年）、司法試験受験者数が８７６５名（同前）であったことを考えると、現行制度の開始当初と比較し、法曹志願者が激減したことは明らかである。

３　司法は国民の権利義務と社会正義に深く関わるものであり、司法を担う法曹の質の維持・向上は国民にとって重大な要請である。

現状のように法曹志願者の母数が激減すれば、その中の有為な人材の絶対数が減少することは道理であり、法曹の質の確保は困難となる。

法曹養成制度改革推進会議も、平成２７年６月、当面、司法試験合格者数を年間１５００人程度以上とすべきであるとする検討結果を取りまとめたが、その際、「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」との留保を付した。この留保の意義については、国会の衆議院法務委員会において、政府参考人である大塲亮太郎内閣官房法曹養成制度改革推進室長が、「これは、やはり国民の権利保護の見地から法曹の質の維持を優先することとするというふうな趣旨を込めたものでありますので、この下の三行（注－上記留保部分）に沿って運用がなされることを期待した

い」と答弁している（平成２７年５月２２日第１８９回国会衆議院法務委員会会議録）。

政府も、司法試験の合格判定においては、１５００人程度以上といった合格者数の確保よりも法曹の質の維持こそを優先すべきであり、それは市民の権利保護の見地に基づく要請であること、前記留保部分はこの点に立脚した重要な運用指針であることを公式に表明しているのである。

4　法曹志願者が激減する現状下、１５００人程度という合格者数確保のために合格判定を緩和するのであれば、国民が司法試験に期待する選抜機能は損なわれ、合格者の質は制度的に担保できず、「輩出される法曹の質の確保を考慮す」べきであるとの前記留保部分の方針に違背する。

ところが、近年の司法試験では、過去の受験者数、合格率、全受験者の総合点の中央値及び合格最低点等のデータとの比較結果や、法曹志願者の激減状況等から推論する限り、合格判定において、上記取りまとめの「１５００人程度以上」を墨守するため、合格ラインを意図的に引き下げ、法曹の質の確保という国民に対する国の責務を軽視した疑義がある（当会の平成２９年から令和４年の各年における「司法試験合格発表についての会長声明」を参照）のであり、このような運用は、直ちに是正されなければならない。

司法試験の合格判定は目標とされた数ありきでなされてはならず、司法を担う法曹の質の維持・向上という本質的要請をふまえ、厳正に行われなければならない。

5　近時、地方の弁護士会への新規登録者が少ないことを理由に、司法試験合格者数を増やすべきとする意見が聞かれることもあるが、合格者数を増やそうとすれば、これまで以上に合格判定を緩和する方法によるほかなく、法曹の質の維持・向上の要請を蔑ろにすることになる。

もとより弁護士の地域偏在問題、過疎問題は日本全体の弁護士数の増加により対応すべき性質のものではない。司法試験の合格判定の緩和は、前記のとお

り法曹の質の維持を妨げるものであり、最終的にその不利益を被るのは国民であるから、弁護士の地域偏在等の問題があるからといって合格判定の緩和を許容することはできない。

6　以上より、当会は、令和８年司法試験の合格判定にあたっては、１５００人程度以上とされる合格者数の確保に拘泥せず、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請をふまえた厳正な合格判定が行われることを強く求めるものである。

令和８年９月１４日

長野県弁護士会　　会　長　　長　瀬　孝　浩